

## 令和7年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 令和8年2月2日(月)  
午後6時30分～7時00分  
場 所 石狩市役所5階 第2委員会室

### 会議次第

- 1 開 会
- 2 諮 問
- 3 審 議  
(1) 石狩市国民健康保険税の改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

### 出席者(10名)

会 長	築 田 敏 彦	副会長	西 本 真 典
委 員	堀 内 秀 和	委 員	町 口 知 子
委 員	中 野 宏 子	委 員	立 石 圭 太
委 員	高 松 雄一郎	委 員	松 永 雅 和
委 員	木 村 晶 子	委 員	藤 井 裕 康

事務局(7名)	石狩市副市長	小 鷹 雅 晴	国民健康保険課長	中 野 映		
	健康推進部長	佐々木 宏 嘉				
	納税課長	渡 邊 史 章				
	国民健康保険課 賦課・資格担当主査	中 田 学			賦課・資格担当主任	可 香 亜友美
	給付担当主査	中 川 陽 子				

傍聴者 0名

## 《令和7年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（18：30）

### ○事務局（中野課長）

本日は、大変お忙しい中、また足元の悪い中、ご出席をいただきありがとうございます。それでは定刻となりましたので、これより「令和7年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

会議に入ります前に、前回の本運営協議会をもって退任されました我妻浩治様の後任といたしまして、医療法人社団立石クリニックの医師 立石圭太様に委員の委嘱を受けて頂きましたので皆様にご紹介いたします。

### ○立石委員

我妻先生の代わりに、代役ですが、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局（中野課長）

立石委員、ありがとうございました。

本日の会議でございますが、委員の過半数以上が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開催にあたり、石狩市副市長 小鷹雅晴 より一言ごあいさつを申し上げます。

### ○小鷹副市長

皆さんお晩でございます。

本日はご多用のところ、また、夕刻の遅い時間からの開催にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、今お話ありましたように、立石委員におかれましては、この度、運営協議会委員をお引き受けいただきますことを、重ねて感謝申し上げますと存じます。

さて、本市の国民健康保険事業につきましては、平成30年の都道府県化後、令和4年度に、長年の大きな課題、問題でございました累積赤字を解消することができました。その後も、この事業の安定的な継続に大きな影響を及ぼす国民健康保険事業費の納付金が、どのように推移するかという、決してこう楽観できない状況でございました。しかしながら、現時点ではおおむね安定した事業運営を行っているところでございます。北海道におきましては、令和12年度に向けて保険税率水準の統一が進められているところでございまして、本市といたしましても、今後の納付金の推移を注視しつつ、適切に対応を進めてまいりたいと考えてございます。

本日はこの後、諮問案件がございます。委員の皆様におかれましては、引き続き様々な場面でお力添えを賜り、また、闊達なご意見をいただきますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○事務局（中野課長）

小鷹副市長ありがとうございました。

次に、築田会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

### ○築田会長

皆さんこんばんは。本日は、「石狩市国民健康保険税の改定について」の諮問をいただき、事務局からの資料の説明を受けた後、審議を行いたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。はじめに諮問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### ○事務局（中野課長）

本日は一議件について、本運営協議会に諮問をさせていただきます。本来であれば諮問書は、加藤市長から直接お渡しすべきところですが、あいにく公務のため出席できませんので、小鷹副市長より「石狩市国民健康保険税の改定について」諮問をさせていただきたいと思っております。今、諮問書の写しを配布いたします。

### ○小鷹副市長

石狩市国民健康保険運営協議会会長 築田敏彦 様、「石狩市国民健康保険税の改定について」諮問。石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。諮問事項につきましては、税率でございます。令和8年2月2日石狩市長、加藤龍幸でございます。どうぞよろしくお願い致します。

### ○事務局（中野課長）

小鷹副市長におかれましては、次の公務のため、ここで退席させていただくことをご了承いただきたいと思います。と存じます。

### ○小鷹副市長

どうぞ、よろしくお願い致します。失礼します。

### ○事務局（中野課長）

では、次第3.の審議を始める前に、資料につきましては、先週、委員の皆さまにお送りしているところでありますけれども、お手元にありますでしょうか。資料は、会議次第のほか、資料1「石狩市国民健康保険税条例の一部改正について」、資料2「子ども・子育て支援金制度について」が本日の資料となっております。お手元にないようでありましたら事務局まで申し出願います。資料の方はよろしいでしょうか。

これより先の進行について、築田会長をお願いしたいと存じます。

それでは議事進行を築田会長、よろしくお願い致します。

### ○築田会長

それでは会議次第のとおり進めていきたいと思っておりますが、先に会議録署名委員の指名をさせていただきます。高松委員と木村委員のお2人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願い致します。

それでは、審議に入りたいと思っております。「石狩市国民健康保険税の改定について」を議題といたします。なお、議題は石狩市国民健康保険運営協議会規則第3条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するもののうち、第2号国民健康保険税に関することとなります。はじめに、事務局から提出されております資料について説明をお願いします。

### ○事務局（中田主査）

国民健康保険課賦課・資格担当主査の中田と申します。着席のまま説明させていただきます。

それでは、本日、諮問させていただきました「国民健康保険税の改定」について、私からご説明いたします。

この度の改定内容は、国民健康保険税における子ども・子育て支援金納付分の課税についての改定となります。まずは資料1をご覧くださいと思います。

令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が交付され、子ども未来戦略の「加

速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進等の実施に必要な措置を講ずるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されました。その中で医療保険者が被保険者等から徴収する保険税に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとされ、令和8年度に開始されます。

制度開始に伴い、石狩市国民健康保険においても、令和8年度以降、子ども・子育て支援金を賦課徴収する必要があることから、石狩市国民健康保険税条例の整備を行うものです。

子ども・子育て支援金制度については、ちょっと飛びますけれども資料2の方をご覧くださいと思います。こちらの子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性は、社会連携の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体で支える新しい分かち合い・連携の仕組みです。

少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」において、児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模の子ども・子育て政策の給付拡充を図ることとなり、これらにより子育てに関する負担の軽減を図るものです。

こうした大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代が将来に展望を持てるように、責任を持って安定財源を確保する必要があります。支援金の創設により、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、子育て中やこれから結婚・子育てを考えられる若い世代を応援するものとなります。

高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義を持っています。

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにつながります。

また、企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益となります。

このように、企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、事業主にも拠出をお願いすることになるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、対象者に広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えて「こども誰でも通園制度（現物給付）」については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとしています。

資料2の2ページ目をご覧ください。

子ども・子育て支援金の賦課徴収について、医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定とされております。

国民健康保険においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置、被保険者の支援金額に一定の限度を設ける措置等を講ずることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施とされています。

国民健康保険の支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講ずるとされています。

18歳未満の軽減分については、18歳以上の被保険者での負担となります。

医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付義務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずるとされています。

資料1の方にお戻りいただいて、今回子ども・子育て支援納付金分の課税につきまして、令和8年1月15日付で北海道より子ども・子育て支援納付金分についての、国民健康保険事業納付金の額及び標準保険税率（道本算定）の決定について、通知がありました。

子ども・子育て支援納付金分の保険税率については、令和8年度から北海道で統一することとなり、北海道が決定した石狩市の標準保険税率とするよう通知があったところです。また、同通知において賦課限度額について、令和7年12月に令和8年度国民健康保険特別予算編成関係の国の通知において示されている額とするよう通知がありました。

提示内容としては、表にあるとおり、子ども・子育て支援納付金課税額について、所得割額として0.29%、均等割額として1,000円、18歳以上均等割額として100円、平等割額として1,000円、賦課限度額としては30,000円となっております。

こちらの今回設定した税率を用いて計算したモデルケースとしては、また資料が飛ぶんですけど資料2の4ページ目について、参考ということでこれくらいの金額だと、今回は今までの税額に年額としてそれぞれこれくらい増えます、という形でのモデルケースを記載させていただいております。

資料としての説明は以上となります。

### ○築田会長

ただいま説明がありましたが、この件に関しまして事前に質疑の照会をいたしましたところ、特に質疑はございませんでした。あまりにも難しい問題ですけれど、先ほど事務局の説明を受けて、何か質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

一ついいですか。この表に載っている、資料1の表に載ってるこの提示内容ですけれども、これは年額という考え方でいいですか。

### ○事務局（中田主査）

そうですね。はい。年額での計算方法の根拠になる数字ですね。

### ○築田会長

ありませんか。

では、質問がなければ「石狩市国民健康保険税の改定について」の是非について審議をいたします。内容については、国が推進する「こども未来戦略」の加速化プランのうち、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、医療保険者が被保険者等から徴収する保険税に納付金の納付に要する費用、子ども・子育て支援金を含めるよう法律の改正があったことから「子ども・子育て支援納付金分」の新設、課税額については、北海道が決定する標準保険税率等を採用するものであります。

委員の方で何か質問や意見がありましたらお願いをいたします。意見がないということで、妥当という結論でよろしいですか。

### ○全委員

（意義なし）

### ○築田会長

それでは「子ども・子育て支援納付金分」新設については、妥当という結論といたします。それでは「子ども・子育て支援納付金分」新設の審議については、これで終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

それでは諮問に基づきまして、審議いただきました「石狩市国民健康保険税の改正について」につきましては、本委員会として妥当と判断し、事務局の案のとおりにいたします。答申書については、私に一任をしていただく形で市長に提出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○築田会長

ありがとうございます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他に事務局の方から何かありますか。

○事務局（中野課長）

次回の運営協議会の開催でございますけれども、令和7年度については、開催を予定しておりませんが、緊急に必要となる案件等ございましたら、委員の皆様にご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○築田会長

ただいま事務局からの説明がありました。確認したいことがありましたらお願いいたします。

○藤井委員

すみません一つよろしいですか。以前予算の説明ってあったと思うんですけど、今はどういう風になっていますか。

○事務局（中野課長）

一応来年度に、来年のいつも8月ぐらいにしているんですけども、その時に予算の説明も含めて、決算の説明と一緒にできるかなと思っています。

○藤井委員

では、新年度に入ってから予算の説明ということですね。わかりました。

○築田会長

ほかにございませんか。

ないようですので、それではこれにて令和7年度第2回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。なお帰りの際は交通事故に十分気をつけてお帰りください。ありがとうございます。

閉 会 ( 1 9 : 0 0 )

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年3月5日

会 長 築 田 敏 彦 ⑩

署名委員 高 松 雄一郎 ⑩

署名委員 木 村 晶 子 ⑩